

令和4年 第4回教育委員会会議録

令和4年4月20日（水）

甲州市教育委員会

第4回教育委員会 会議録

日 時 令和4年4月20日(水) (午前9時30分から)

場 所 甲州市役所 第一会議室

一 出席した委員は次のとおりである。

教 育 長	小 林 俊 彦	職 務 代 理	石 川 順 子
委 員	永 田 清 一	委 員	加 藤 幸 夫
委 員	田 口 由 季		

一 欠席した委員は次のとおりである。

(なし)

一 出席した者は次のとおりである。

教育総務課長	雨 宮 邦 彦	教育総務課 L	廣 瀬 剛
教育総務課 L	金 澤 祐 子	生涯学習課長	飯 島 泉
生涯学習課 L	森 一 幸	指 導 主 事	那 須 栄 樹
指 導 主 事	岩 下 和 子	教育総務課 L	高 石 宏 満
事 務 担 当	望 月 仁 美		

一 欠席した者は次のとおりである。

(なし)

一 会議に付された案件は次のとおりである。

日程第1 教育長諸般の報告について

日程第2 議案第6号 甲州市立学校療養等代替教職員設置規則等の一部を改正する規則制定について

日程第3 議案第7号 甲州市社会教育委員の委嘱について

日程第4 議案第8号 甲州市公民館運営審議会委員の委嘱について

日程第5 甲州市教育委員会春季学校訪問について

教育長

ただいまから、甲州市教育委員会4月定例会を開催いたします。

本日の出席委員は4名で定数に達しております。本日の会議録署名委員に石川職務代理委員を指名いたします。

それでは、議事日程に基づき、これより日程に入ります。

私のほうから、報告をさせていただきます。お手元にお配りしてあります、諸般の報告のとおりであります。本件についてご質問、ご意見等ございませんか。

「なし」の声

教育長

それでは、日程第1については、以上で終わらせていただきます。

日程第2 議案第6号 甲州市立学校療養等代替教職員設置規則等の一部を改正する規則制定について教育総務課長お願いします。

教育総務課長

それでは、日程第2 議案第6号 甲州市立学校療養等代替教職員設置規則等の一部を改正する規則制定についてご説明いたします。今回の規則の一部改正につきましては、「甲州市行政手続等における書面規制、押印、対面規制の見直し基準」にも基づきまして、押印を求める規定、様式を改めるなど規則等において必要となる改正を行うものであります。改正の背景といたしましては、令和2年7月の総務省自治行政局長通知により地方公共団体に対し行政手続における書面規制、押印、対面規制の見直しを積極的に行うことを要請されたことを受けまして、先程の基準を策定し、これに基づき各課が所管する規則、訓令等において改正が必要なものの調査を行い、回答に基づき、教育委員会では4件の改正をするものであります。1件目として、「甲州市立学校療養等代替教職員設置規則」の一部改正で、様式第1号中㊦を削るものであります。2件目として、「甲州市公民館設置及び管理条例施行規則」の一部改正で、様式第1号中㊦を削るものであります。3件目として、「甲州市文化財保護条例施行規則」の一部改正で、様式第1号、第2号及び第5号から第14号までの様式中㊦を削るものであります。4件目として、「甲州市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則」の一部改正で、様式第1号、第4号から第7号まで及び第9号中の㊦を削るものであります。施行期日につきましては、公布の日から施行するものであります。留意点といたしまして、今回改正を行わなかった例規につきましても今後必要に応じて改正を行って参ります。以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

教育長

今の説明について、何かご意見ご質問ございますか。

「なし」の声

教育長

それではお諮りいたします。議案第6号 甲州市立学校療養等代替教職員設置規則等の一部を改正する規則制定につきましては、提案のとおり可決するものとしてよろしいでしょうか。

「はい」の声

教育長

議案第6号については原案のとおり可決するものとします。次に移ります。

日程第3 議案第7号 甲州市社会教育委員の委嘱について、生涯学習課長説明をお願いします。

生涯学習課長 それでは、議案第7号 甲州市社会教育委員の委嘱についてご説明させていただきます。定員16名の委嘱を行います。16名の内、再任が11名、新任が5名であります。任期としましては、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年であります。委嘱につきましては、28日に社会教育委員の総会を開く予定であります。その総会前に委嘱を行う予定であります。資料の最後に設置条例が記載されていますので、ご確認ください。以上です。

教育長 今回の説明について、何かご意見ご質問ございますか。

「なし」の声

教育長 それではお諮りいたします。議案第7号 甲州市社会教育委員の委嘱につきましては、提案のとおり委嘱するものとしてよろしいでしょうか。

「はい」の声

教育長 議案第7号については原案のとおり委嘱するものとします。次に移ります。

日程第4 議案第8号 甲州市公民館運営審議会委員の委嘱について、生涯学習課長説明をお願いします。

生涯学習課長 議案第8号 甲州市公民館運営審議会委員の委嘱についてご説明いたします。先程説明させていただきました、社会教育委員さんと同じメンバーに務めていただくことになっております。よって、再任11名、新任5名、定員16名であり、任期につきましても令和4年4月1日から令和6年3月31日までになります。資料に公民館設置及び管理条例を添付しております。ご一読いただければと思います。以上です。よろしくお祈りいたします。

教育長 今回の説明について、何かご意見ご質問ございますか。

「なし」の声

教育長 それではお諮りいたします。議案第8号 甲州市公民館運営審議会委員の委嘱につきましては、提案のとおり委嘱するものとしてよろしいでしょうか。

「はい」の声

教育長 議案第8号については原案のとおり委嘱するものとします。

日程第5 甲州市教育委員会春季学校訪問について教育総務課長説明をお願いします。

教育総務課長 本年度の教育委員会春季学校訪問について説明させていただきます。実施日につきましては、来月5月10日火曜日、16日月曜日、17日火曜日、25日水曜日、26日木曜日、31日火曜日の計6日間としたいと思います。所要時間につきましては、1校当たり約1時間30分、南小学校、塩山中学校、勝沼中学校については約2時間という予定でいきたいと思っております。予定者といたしましては、教育長以下、教育委員の皆さん4名、事務局を合わせまして計10名で行って参りたいと考えております。各校の日程につきましては、日程説明を約5分、授業参観を約45分、南小、塩山中、勝沼中については75分、その後、意見交換会を概ね30分ということで、行って参りたいと思っております。給食の試食については、該当校のみが対象となります。資料裏面に日程の詳細が載っておりますのでご参照ください。よろしくお祈りいたします。

教育長 今の説明について、何かご意見ご質問ございますか。

永田委員 はい。

教育長 はい、永田委員。

永田委員 資料の表側一番下に事務の軽減についてのお願いの項があるのですが、こういうことに関して、準備することに非常に時間や手間がかかる。大きな話をするとう働き方改革にも繋がることですので、軽減できるものは軽減していくということで進めることに賛成します。

教育長 ありがとうございます。

忙しい5月になりますが、学校訪問の方、委員の皆様方お願いいたします。

それでは、次回 5月教育委員会は5月18日午前9時30分から開催したいと思いますが、よろしいでしょうか。

「はい」の声

それでは、次回 5月教育委員会は5月18日午前9時30分から開催予定といたします。

以上で本日の日程すべてを終了いたします。どうもありがとうございました。